主

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人内藤文質の上告理由について。

所論の事実に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠および前訴訟の控訴審訴訟記録に照らし、肯認することができ、民訴法四二〇条一項但書にいう「当事者」のうちには訴訟代理人も含まれると解するのが相当である。したがつて、原判決に所論の違法はなく、所論は、ひつきよう、原審の専権に属する証拠の取捨判断ないし事実の認定を非難し、右と異なつた見解に立つて原判決を攻撃するに帰するから、採用できない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

## 最高裁判所第一小法廷

郎	俊	江	入	裁判長裁判官
吾	謹	部	長	裁判官
剆	=	田	松	裁判官
誠		田	岩	裁判官
— 郎	健	鴎	<del>*</del>	裁判官